

砂利採取法（河川砂利採取）

1．案内情報

- 手続名 : 採取計画の変更認可
- 手続根拠 : ・砂利採取法第20条第1項
・砂利の採取計画等に関する規則第4条
- 手続対象者 : 砂利採取法第16条の認可を受けた砂利採取業者「砂利採取業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた者（砂利採取法第3条）」
- 提出時期 : 砂利の採取計画の変更認可申請をするとき
- 提出方法 : 砂利採取場が河川区域内にある場合、砂利の採取計画等に関する規則第4条に基づく申請書を作成し、記載内容の変更を必要とする添付書類と併せて、河川管理者（採取場を管轄する都道府県知事または、各地方整備局長等の事務所等）へそれぞれ提出して下さい。
- 手数料 : 収入印紙（認可手数料）
・砂利採取法第35条
・砂利採取法施行令第3条
（河川管理者が国の場合は、法第20条第1項の認可を受ける場合は、16,400円（電子申請による場合は15,500円）、河川管理者が都道府県知事の場合は、その規則に定められた手数料を印紙をもって納付する。）
- 添付書類・部数 : 砂利採取計画等に関する規則第4条に記載する資料
〃 第34条第1項に記載する部数
- 申請書様式 : 砂利の採取計画等に関する規則第4条（様式第2）により提出して下さい。
- 記載要領・記載例 : 申請書類の記載要領等については、提出先となる都道府県の担当部局及び各地方整備局等の事務所等にそれぞれお問い合わせ下さい。

2．窓口情報

問い合わせ先・相談窓口

（河川管理者が国土交通大臣の場合）

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311（内線5349）
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171（内線3561）
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151（内線3566）
北陸地方整備局河川部水政課	025-266-1171（内線3566）
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119（内線3581）
近畿地方整備局河川部水政課	06-6942-1141（内線3566）

中国地方整備局河川部水政課	0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1 (内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1 (内線3576)
九州地方整備局河川部水政課	0 9 2 - 4 7 1 - 6 3 3 1 (内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 提出先にお問い合わせ下さい。(提出先については、上記相談窓口にお問い合わせ下さい。)

3. 手続情報

審査基準 砂利採取法第19条(認可の基準)の運用基準である「砂利採取計画認可準則について(昭和43.10.2建設省河政発99)」等

標準処理基準 60日間を超えない期間

不服申立方法 (行政不服審査法の規定による)